平成２３年（フ）第７５号
京都府福知山市字堀1914番地の１　法川荘201号
債務者　永井　禮子（旧姓岡井）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
京都府福知山市岩井東町36番地　ユーミー岩井東町303号
債務者　花田　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
京都府福知山市土師新町３丁目48番地　コーポラス西山103号
債務者　大塚　康弘
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４号
京都府福知山市石原１丁目29番地
債務者　田中　廣美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１３３５号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目14番10号1108号
債務者　濵田　若菜
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１７号
大阪府松原市北新町６丁目146番地の４
債務者　橋垣　博子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１１号
堺市南区城山台２丁３番27―210号
債務者　三浦　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２６号
大阪府高石市東羽衣２丁目７番13号
債務者　長田ポンプこと　長田　利光
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４５号
堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅４―404号
債務者　松井　里美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５３号
堺市東区日置荘西町６丁26番４号
債務者　中原　弘行
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０１号
堺市北区百舌鳥本町３―435　グリーンハイツⅡＡ―103、住民票上の住所大阪府和泉市上代町1135番地の５
債務者　幅田　順子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５号
大阪府南河内郡太子町大字葉室1062番地
債務者　奥田　和枝
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
堺市中区小阪370番地　H―406号
債務者　山下　優里（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟239号室
債務者　谷口弘一郎
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
大阪府河内長野市北青葉台50番６号
債務者　山本　崇徳
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟101号室
債務者　中村断熱工業こと　中村　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
堺市西区浜寺石津町西２丁１番３号
債務者　居酒屋千代こと　和嶋千代美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係